○厚生労働省告示第七十五号

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）第六条第三項、第七条第二号、第八条第一項第二号、第九条及び第十一条並びに附則第五条第一項第二号、第六条第二項第二号及び第七条の規定に基づき、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十九年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、同令第十三条及び附則第十一条の規定により公示する。

平成二十九年三月二十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十九年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額

区分	率又は額
介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号。以下「省令」という。）第六条第三項に規定する算定率	○・○○○五五三二二
省令第七条第二号に規定する率	一・一〇九一五五九五
省令第八条第一項第二号に規定する率	○・九九〇四二二八五
省令第九条に規定する第二号被保険者一人当たり負担見込額	六六、六六五円
省令第十一条に規定する第二号被保険者一人当たり負担額	六〇、九六六円
省令附則第五条第一項第二号イに規定する率（健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による被保険者（ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者を除く。）に係る補正後第二号被保険者見込数を算定する場合の全国健康保険協会に係るものに限る。）	○・○二一九九九七六
省令附則第五条第一項第二号イに規定する率（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を算定する場合の全国健康保険協会に係るものに限る。）	○・○一二四四六四五
省令附則第五条第一項第二号イに規定する率（健康保険法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を算定する場合の全国健康保険協会に係るものに限る。）	○・○○○○○○○○
省令附則第五条第一項第二号イに規定する率（健康保険組合に係るものに限る。）	○・○一一九二六六九
省令附則第五条第一項第二号イに規定する率（国民健康保険組合（被用者保険等保険者であるものに限る。）に係るものに限る。）	○・○○○○○○○○○
省令附則第五条第一項第二号イに規定する率（共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団に係るものに限る。）	○・○○○○○○○○○
省令附則第六条第二項第二号に規定する率（健康保険法の規定による被保険者（ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者を除く。）に係る補正後第二号被保険者見込数を算定する場合の全国健康保険協会に係るものに限る。）	一・○○○○六八一二
省令附則第六条第二項第二号に規定する率（船員保険法の規定による被保険者に係る第二号被保険者の見込数を算定する場合の全国健康保険協会に係るものに限る。）	一・○○○○○○○○
省令附則第六条第二項第二号に規定する率（健康保険法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を算定する場合の全国健康保険協会に係るものに限る。）	一・○○八〇七三八三
省令附則第六条第二項第二号に規定する率（健康保険組合に係るものに限る。）	一・○○○○○○○○
省令附則第六条第二項第二号に規定する率（市町村（特別区を含む。）に係るものに限る。）	○・九九二三一三四九
省令附則第六条第二項第二号に規定する率（国民健康保険組合に係るものに限る。）	一・○○○○○○○○
省令附則第六条第二項第二号に規定する率（共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団に係るものに限る。）	○・九九七三五八〇六
省令附則第七条に規定する補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額	六七、七〇二円

○農林水産省告示第三百九十八号

農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第三十三条第一項及び第三十四条の三第一項の規定に基づき、昭和三十年十月一日農林省告示第七百七十八号（農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一の家畜共済診療点数表を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十九号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

「年四厘」を「年三厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

「年四厘」を「年三厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。